

●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

(仮称)北広島市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例

(仮称)北広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例

1. 条例制定の趣旨

平成23年6月22日に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号)が公布され、また、同年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)が公布されました。

これに伴い、これまで法令で規定されていた基準について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとされました。

2. 市が条例を制定する介護サービス等の基準

現行省令名	対象となるサービス
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	2 複合型サービス
	3 夜間対応型訪問介護
	4 認知症対応型通所介護
	5 小規模多機能型居宅介護
	6 認知症対応型共同生活介護
	7 地域密着型特定施設入居者生活介護
	8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	1 介護予防認知症対応型通所介護
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護

3. 条例制定及び独自基準の考え方

現行の省令が必要最低限の基準であり、各サービス事業所はその省令を遵守することで適切な運営を行っていることから、現行省令の内容を基本として制定します。

当市の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについて、より適切な運営を図るための独自基準を検討した結果、「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については、省令と異なる基準とするような地域特性が認められないことから、現行省令どおりの内容とします。

「参酌すべき基準」については、各サービスともに記録の保存年限が2年となっていますが、事業者が不適正な介護報酬を受取った場合、市が返還請求することとなり、当該請求の時効が地方自治法第236条の規定により、5年であることから、記録の保存期間を5年とします。

4. 今後のスケジュール

平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会・各種審議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

5. 参考資料

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
- ③ 【参考資料1】地域密着型サービスの各項目別3類型
- ④ 【参考資料2】地域密着型介護予防サービスの各項目別3類型

6. 担当

北広島市保健福祉部高齢者支援課（内線818）